

12. 配慮が必要なお子さんの申込み

(1) 配慮が必要なお子さんの申込みについて

障害や疾病があるお子さん、発育や発達の遅れなどが気になるお子さんについては、お子さんの状態を確認の上、申込みをしていただいております。

入園（転園）申込書第4面の「◎申込児の状況」は、お子さんが安心して保育園で生活するための基礎資料となりますので、正確な情報をありのままご記入ください。

集団の中でお子さんを安全にお預かりするために、申込み後に主治医の「診断書」や「意見書」、または世田谷区から送付する「保育のめやす」や「子どもの状況」をご提出いただく場合があります。入園選考（利用調整）の前にお子さんの状態を確認させていただく場合もあります。

そのため、保育園に預けるにあたり気になることや不安なことがございましたら、お早めに申込みくださいますようお願いします。

お子さんの状態によっては、ご希望の保育園の受け入れ体制が整わない場合等に、入園する保育園の調整を行います。ご希望に沿えない場合があります。状況によっては延長保育を利用できない場合もあります。

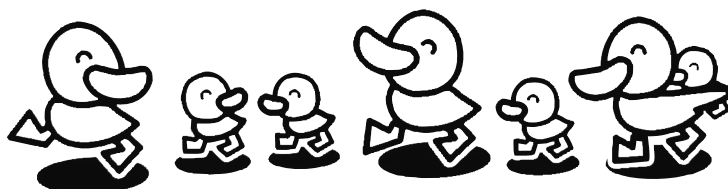
内定しても、お子さんの健康状態が確認できない場合や、入院や手術などで、入園前の面接・健康診断を期日までにできないと見込まれる場合は、受入れができないことがあります。

また、内定後に判明した場合や入園後にお子さんの状態が変わったり悪化した場合にも、医師により確認の上、集団での保育が困難であると判断した場合には、受入れができないことがあります。

ご確認くださいお子さんの状態

- ・発育状況、食事や排せつの状況、運動、言語などの発達、通院や療育の状況はどうか。
- ・先天性疾患や慢性疾患などの病状や健康状態が安定しているか。
- ・障害や疾病等に伴い、特別な介助や配慮を必要とするか。
- ・お子さんの症状に関する情報が保護者と保育園で十分に共有できるか。
- ・必要に応じて主治医や専門機関からの情報を受けることができるか。
- ・日々の登園が可能か。

※医療的ケア児については、(2)をご参照ください。



(2) 医療的ケア児の申込みについて

① 区立指定保育園医療的ケア児枠について

松沢保育園、豪徳寺保育園、希望丘保育園、世田谷保育園、および等々力中央保育園の各区立保育園では、医療的ケアが必要で、かつ集団保育が可能なお子さんを対象に、医療的ケア児受入枠を設け、預かりを行います。

入園選考(利用調整)は、定員に空きがある場合に行います。

対象となるお子さん

保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、かつ、入園にあたっての受入要件を満たした上で、入園する保育園でのクラス年齢に相当する集団保育が可能と判断され、日々、登園できる1歳児クラス以上のお子さん

【安全にお子さんをお預かりするための受入要件】

- (1) 病状や健康状態が安定しており、悪化が予測されるような基礎的疾患や慢性的な感染症がないこと。
- (2) 日常的に保護者が自宅等で行っている医療的ケアが確立しており、事故や感染症が起こる可能性が低いこと。
- (3) お子さんの病状や医療的ケアに関する情報が保護者と保育園の間で十分に共有でき、必要に応じて主治医からの情報を受けることができること。

対応できる医療的ケア

- (1) たんの吸引(口鼻腔・気管カニューレ・経鼻エアウェイ)、定時の薬液吸入
- (2) 気管切開部の管理
- (3) 経管栄養・管理(鼻腔留置チューブ・胃ろう・腸ろう)
- (4) 定時の導尿
- (5) 酸素管理(酸素流量などの確認) *ただし、酸素流量は一定であること。
- (6) 血糖値測定およびその後の処置

申込み要件(資格)

- (1) 保育の必要性認定を受けること
 - (2) 集団保育が可能であると認められること
- ※ (2)については、入園前相談、障害児等保育実施会議の意見・助言等に基づき区で判断します。

保育を行う日・時間

保育を行う日・時間は、区立保育園の開所日および開所時間(77ページ参照)に準じますが、そのうち、医療的ケアを実施できる日・時間は、平日(土曜日を除く)午前8時30分～午後5時15分です。

医療的ケアを実施できる時間の前後の保育は、医療的ケアの内容等により異なりますので、入園前相談の際にご相談ください。

なお、延長保育は利用できません。

利用者負担額(保育料)

保育料は認可保育園等と同様です(42 ページ参照)。

申込みにあたっての注意事項

- ・ 医療的ケアの実施については、内定後、保護者からの申請に基づき、集団の中で安全に保育が実施できるか確認を行い、区長が決定します。入園後は、年度ごとに更新のための確認を行います。そのため、お子さんの健康状態によっては、申請された医療的ケアをお受けできない場合もあります。
- ・ 体調に応じて医療的ケアの内容を変えることや注入量を変更すること、体調で薬液を吸入するなどの対応はできません。
- ・ 医療的ケアは、看護師が実施します。
- ・ 必要な医療機材・衛生用品等の用意および管理は、保護者に行っていただきます。
- ・ 保育園での療育等は、行いません。
- ・ 与薬および食物アレルギー対応は、区立保育園の基準に従って実施します。

② 居宅訪問型保育事業について

居宅訪問型保育事業は、医療的ケアが必要な乳幼児の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行う地域型保育事業の一つです。

世田谷区の居宅訪問型保育事業は、日中、連携施設である児童発達支援施設(重症心身障害児施設)を利用いただき、長時間の預かりを行います。

入園選考(利用調整)は、定員に空きがある場合に行います。

対象となるお子さん

保育の必要性があり、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められ、申込み要件(資格)を満たし、運営事業者との面談において預かりが可能と判断されたお子さん

対応できる医療的ケア

たんの吸引、経管栄養(経口栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう)

※連携施設である児童発達支援施設(重症心身障害児施設)のご利用により、その他の医療的ケア(区立指定保育園で対応できる医療的ケアのほか、呼吸器の管理など)の対応ができる可能性がありますので、詳細は運営事業者にお問合わせください。

申込み要件(資格)

- (1) 世田谷区在住で、保育の必要性認定(保育短時間認定)を受けること
 - (2) 集団保育が著しく困難であると認められること
- ※ 事前に、連携施設である児童発達支援施設について、別途申込みいただき、利用が可能であることの確認が必要となります。児童発達支援施設の利用については、運営事業者へご相談ください。
- ※ (2)については、入園前相談、障害児等保育実施会議の意見・助言等に基づき区で判断します。

保育を行う日

月曜日から金曜日（土・日・祝日および年末年始（12/29～翌年1/3）は休み）

※連携施設での保育や児童発達支援施設への送迎などについての詳細は、事前に必ず運営事業者にお問合わせください。

利用者負担額（保育料）

保育料は認可保育園等と同様です（42ページ参照）。保育者の交通費実費等がかかる場合がありますので、詳細は運営事業者にお問合わせください。

運営事業者

事業名称	運営法人および連絡先	保育開始年齢 （原則）	保育時間※
障害児訪問保育アニー	特定非営利活動法人フローレンス ☎ 6811-0907	満1歳以上	午前8時から午後6時のうち 最長8時間
ほわわびじっと1	社会福祉法人むそう ☎ 6805-6470	生後57日から	午前9時から午後5時

※保育時間は、施設での児童発達支援事業の時間と合計した、保護者と運営事業者が締結する利用契約に基づいた時間となります。

※保育開始年齢や保育時間について、詳細は運営事業者にお問合わせください。

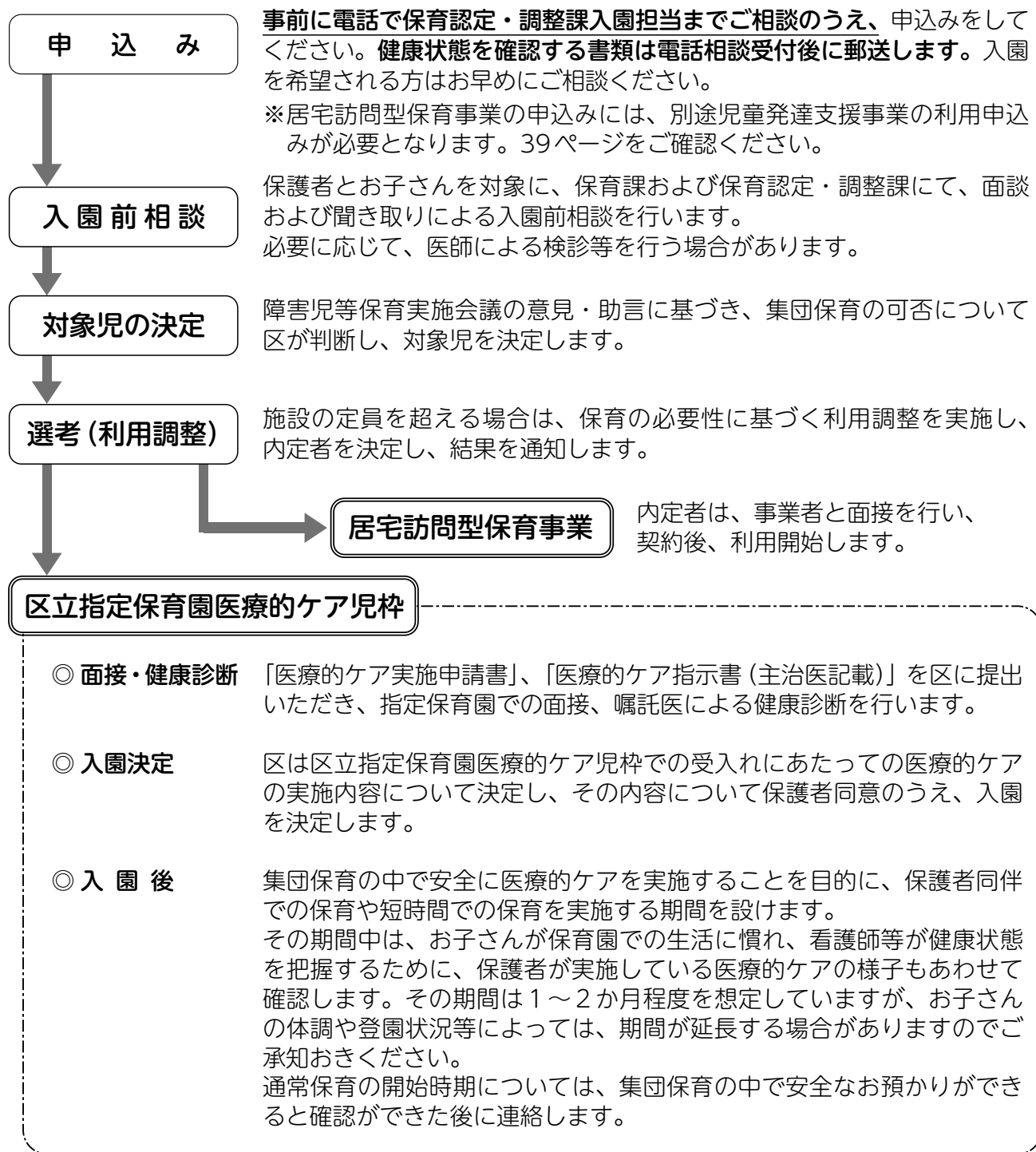
連携施設（児童発達支援施設）

事業名称	連携施設名称	所在地	連絡先
障害児訪問保育アニー	障害児保育園ヘレン経堂	宮坂3-15-15	☎ 6811-0907 （特定非営利活動法人フローレンス）
ほわわびじっと1	ほわわ花見堂	代田1-13-14	☎ 6805-6470 （社会福祉法人むそう）

申込みにあたっての注意事項

- ・延長保育は行っておりません。
- ・給食の提供はありません。お子さんの食事・おやつ等をご家庭でご用意ください。

③ 区立指定保育園医療的ケア児枠および居宅訪問型保育事業の申込みから入園まで



お問い合わせ先

(1) 入園の相談、申込みの方法などについて

保育認定・調整課 入園担当

☎ 5432-1200 Fax 5432-1506

(2) 区立指定保育園における医療的ケアについて

保育課 保育育成支援担当(育成班)

☎ 5432-2319 Fax 5432-3018

(3) 居宅訪問型保育事業について

① 居宅訪問型保育事業について

保育課 保育育成支援担当(運営班)

☎ 5432-2320 Fax 5432-3018

② 児童発達支援事業について

障害保健福祉課 障害保健福祉担当

☎ 5432-2242 Fax 5432-3021